

産業競争力強化法における事業再編計画及び特定事業再編計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に関する研究報告

平成25年6月4日
改正 平成26年6月3日
日本公認会計士協会

1. はじめに

公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）は、産業競争力強化法施行規則（以下「法施行規則」という。）第12条第3項第1号又は第17条第3項第1号に掲げる書類、すなわち、事業再編計画又は特定事業再編計画（以下「事業再編計画等」という。）の認定の申請のために、申請事業者が申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」（以下「公認会計士等による報告書」又は「報告書」という。）を作成するための業務を申請事業者から依頼されることがある。当該業務は、公認会計士等が申請事業者との間で合意の上で手続を実施し、その実施結果の事実を申請事業者に報告する、「合意された手続業務」として実施される。

本研究報告では、会員の実務の参考に資するように、このような合意された手続業務を実施する上での留意事項を提供する。

なお、業務の実施に当たっては、本研究報告のほか、監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（以下「監査・保証実務委員会研究報告第20号」という。）が参考となる。

平成26年6月改正の本研究報告は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）の廃止に伴い、平成26年1月に施行された産業競争力強化法（以下「強化法」という。）において、産活法と同様の措置が講じられたことに対応するための改正を行ったものである。

2. 公認会計士等による報告書の目的並びに利用及び配布の制限

公認会計士等による報告書は、申請事業者の事業再編計画等の認定申請に関連して、法施行規則第12条第3項又は第17条第3項において定める「資金計画」に記載された計算式及び計算結果が、事業再編の実施に関する指針（以下「指針」という。）一 口「事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標（以下「事業再編財務健全化目標」という。）」の(1)及び(2)、又は指針 三 口「特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標（以下「特定事業再編財務健全化目標」という。）」の(1)の()

及び()に定められた計算式、及びこれに関連する「貸借対照表等の予想推移」に基づくものであるか否かに関して、報告書の利用者による評価に資することを目的として作成される。

なお、「貸借対照表等の予想推移」とは債権放棄を前提に申請事業者により策定される事業再編計画等の申請において申請事業者によって作成された対象期間中における貸借対照表及び損益計算書等の予想推移をいい、「資金計画」とは「貸借対照表等の予想推移」並びに当該予想推移に基づく上記の計算式及び計算結果を示す書類をいう。

公認会計士等による報告書は、合意された手続業務の性質や実施された手続の内容、報告書の目的を十分に理解した者のみが利用すべきものであり、認定申請以外の目的による配布又は利用を制限する旨を記載することが必要となる。したがって、報告書の想定利用者は、認定申請の関連者である申請事業者及び申請先である主務官庁に限られる。

なお、主務官庁は報告書の利用者であるが、公認会計士等と個別の業務ごとに実施する手続について合意することなく業務を実施することとなる。監査・保証実務委員会研究報告第20号においては、業務実施者が報告書の利用者との間で実施する手続について合意ができない場合があるとされており、公認会計士等による報告書の作成業務はそのような例外的な場合に該当する。

3. 実施手続

報告書作成業務のために公認会計士等が実施する手続は、通常、以下のとおりである。

「資金計画」に記載されている計算式に含まれている項目及び金額が、貸借対照表等の予想推移の項目及び金額と一致していることを確かめる。

上記 の計算式及びこれに基づく計算結果が、指針 一 口 事業再編財務健全化目標の(1)及び(2)、又は指針 三 口 特定事業再編財務健全化目標の(1)の()及び()に定める計算式及びこれに基づく計算結果に合致しているか否かを確かめる。

なお、 の手続において、計算式の中に、「資金計画」から直接的に確かめることができない項目や金額があった場合には、当該部分について「資金計画」の修正又は明細書の添付を申請事業者に要請した後、修正後の「資金計画」等の項目及び金額が、前述の計算式の項目及び金額と一致していることを確かめる。

また、計算式に含まれる項目の定義等については、指針の備考として記載されているが、その解釈に関しては、主務官庁の解釈に従うこととし、必要に応じて、その都度主務官庁に確かめる。

4. 公認会計士等の責任

報告書作成業務は、一般に公正妥当と認められる監査、レビューの基準、又はその他の保証業務の基準に基づく保証業務ではないため、「資金計画」に記載されている計算式に含まれる貸借対照表等の予想推移について監査意見又はレビューの結論を表明するものではない。

報告書作成業務は、その実施する手続の実施結果の事実のみを報告するものであり、「資金計画」の適正な表示やその将来予測の正確性を保証するものではない。

5. 公認会計士等による報告書の文例

公認会計士等による報告書の文例は、以下のとおりである。

<u>合意された手続実施結果報告書</u>			
平成×年×月×日			
株式会社			
取締役会 御中			
監 査 法 人			
代表社員	公認会計士		印
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士		印
(注1)			
当監査法人(注2)は、株式会社(以下「会社」という。)からの依頼に基づき、平成×年×月×日付けでの会社による産業競争力強化法の認定申請に関連して会社との間で合意された以下の手続を実施した。			
なお、本報告書は、産業競争力強化法施行規則第12条第3項第1号(注3)に基づき、会社が事業再編計画(注4)の認定のために提出する申請書に添付する資金計画(以下「資金計画」という。)に含まれる計算式及び計算結果に関連するものであり、「資金計画」全体に言及するものではない。			
合意された手続の範囲			
当監査法人(注2)は、日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会研究報告第27号「産業競争力強化法における事業再編計画及び特定事業再編計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に関する研究報告」に従って手続を実施した。当監査法人(注2)が実施した以下の手続は、産業競争力強化法施行規則第12条第3項第1号(注3)に基づく、会社の事			

業再編計画（注４）の認定のための申請に関連して、「資金計画」に記載された計算式及び計算結果が、「事業再編の実施に関する指針」（以下「指針」という。）
一 口「事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標（以下「事業再編財務健全化目標」という。）」の(1)及び(2)（注５）に当てはめた場合の計算式及び会社によって作成された事業再編計画（注４）の対象期間中における貸借対照表及び損益計算書等の予想推移（以下「貸借対照表等の予想推移」という。）に基づくものであるか否かを、評価するに際して利用されるためにのみ実施したものである。

合意された手続

当監査法人（注２）は、関連する職業倫理に関する規定を遵守し、次の手続を実施した。

- １．「資金計画」に記載されている計算式に含まれている項目及び金額を貸借対照表等の予想推移の項目及び金額と突合した。
- ２．上記１の計算式及びこれに基づく計算結果が、指針 一 口 事業再編財務健全化目標の(1)及び(2)（注５）に定める計算式及びこれに基づく計算結果に合致しているか否かを確かめた。

合意された手続の実施結果

上記の手続を実施した結果は次のとおりである。

- １．合意された手続１の事項について、「資金計画」に記載されている計算式に含まれている項目及び金額を貸借対照表等の予想推移の項目及び金額と突合した結果、全て一致した。
- ２．上記１の計算式及びこれに基づく計算結果が、指針 一 口 事業再編財務健全化目標の(1)及び(2)（注５）に定める計算式及びこれに基づく計算結果に合致した。

合意された手続業務の特質

本業務は、一般に公正妥当と認められる監査の基準、レビューの基準又はその他の保証業務の基準に基づく保証業務ではない。したがって、当監査法人（注２）は、「資金計画」に記載された計算式に含まれる貸借対照表等の予想推移について、適正な表示や予測の正確性に関する結論や保証を含め、いかなる結論の報告も、また保証も提供することもしない。もし、当監査法人（注２）が一般に公正妥当と認められる監査の基準、レビューの基準又はその他の保証業務の基準に基づく保証業務を実施した場合、若しくは手続の範囲を更に拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

なお、本報告書は、産業競争力強化法の認定申請に関連して会社のために作成されたものであり、当該認定申請以外の目的で配布又は利用してはならない。

利害関係（注6）

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 業務契約において業務実施者が特定されている場合又は監査法人において報告書署名者に関する内規がある場合には、これらに応じて代表社員の肩書を省略するなど、適宜必要な修正を行う。

合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、以下とする。

公認会計士事務所
公認会計士 印
公認会計士事務所
公認会計士 印

（注2） 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注3） 特定事業再編計画の場合は、第17条第3項第1号とする。

（注4） 特定事業再編計画の場合は、当該計画名を記載する。

（注5） 特定事業再編計画の場合は、指針 三 ロ 特定事業再編財務健全化目標の(1)の()及び()とする。

（注6） 監査・保証実務委員会研究報告第20号においては、公認会計士法の規定に準じた利害関係の有無に関して必須記載事項とはせず、必要と認める場合には、公認会計士法の規定に準じた利害関係の有無に関して、合意された手続実施結果報告書の末尾に記載をすることができるとしている。

しかしながら、法施行規則第12条第3項第1号又は第17条第3項第1号の趣旨は、公認会計士等が独立した立場から本報告業務を実施することにあると考えられることから、公認会計士等が作成する報告書には公認会計士法の規定に準じて利害関係に係る記載を行うこととする。

以 上